

平成29年3月21日

預金保険料率の変更について

一般社団法人 第二地方銀行協会

会長 石井純二

本日、預金保険機構の運営委員会において、預金保険料率の変更が決定されました。金融庁長官と財務大臣の認可取得を前提に、本年4月1日からの預金保険料率は、0.037%（実効料率）に変更されることとなります。

預金保険制度の責任準備金につきましては、平成27年3月の預金保険機構の運営委員会において共通理解とされた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に基づき、「平成33年度末に5兆円程度になるように積み立てを行っていく」ことを当面の目標とし、現在、この目標達成に向けて着実に積立てが行われているものと認識しております。

本日決定された預金保険料率は、上記の共通理解に基づき変更されたものであり、適切な対応と受け止めております。

私どもとしては、預金保険料率が引き下げられた際には、その財源を有効に活用し、今後とも健全な銀行経営に努め、引き続き金融仲介機能の一層の強化や顧客本位の業務運営等を通じ、地域経済の活性化に努める所存であります。

以上